

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」 社会実装先行事業委託業務仕様書

1 業務名

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業委託業務
〈企画募集テーマ名〉

2 業務目的

愛知県（以下、「県」とする。）は、超高齢社会の危機の克服に向け、デジタル技術の活用と産学官金の連携により、「健康寿命の延伸」と「QOLの維持・向上」に貢献する各種サービス・ソリューションの創出を目指す「あいちデジタルヘルスプロジェクト」を立ち上げ、その推進母体となる「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」とする）において、2024年3月に策定した基本計画に基づき、取組を進めている。

その取組の一つとして、「フレイルへの進行予防」「生きがいづくり」「地域居住・生活支援」のプロジェクトの3つの柱に対応する7つのテーマ（別紙）について、各サービス等の早期の社会実装を目指す「社会実装先行事業」を2024年4月から実施しており、本委託事業は前年度の成果や課題を引き継ぎながら、引き続き各サービス等の社会実装を目指すものである。

なお、本委託事業により創出する各サービスは、2026年度において、県が整備する県民向けポータルサイト及びデータ連携基盤（県が「社会実装・共創基盤整備事業」として2025年度に整備するもの。以下、「ポータル・データ連携基盤」とする。）への接続を想定しており、ポータル・データ連携基盤との接続に向けた各種検討・調整業務も併せて実施する。

3 業務期間

契約日から2026年3月31日（火）まで

4 業務内容

2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業の取組を企画・実施する。

受託者は本仕様書及び企画提案内容に基づき、採択を受けたテーマの取組及び実証内容について、2026年度のポータル・データ連携基盤への接続及び2028年度までに社会実装を目指す計画のもと、毎年度の公募を経て継続していく事業として実施すること。

また、本事業を推進するにあたっては、プロジェクトの指針となる基本計画の趣旨、目的等を十分に理解した上で事業を実施すること。

（1）実施内容の協議・調整

受託者は本事業の実施に当たっては、県が別途委託する「2025年度「あいちデジタルヘルスプロジェクト」推進事業委託業務及び社会実装・共創基盤整備事業委託業務」の受託者（以下、「事務局受託者」という）と十分に協議し、必要に応じて実施内容の修正等に応じること。

(2) 事業体制（連携体制）の構築

受託者は契約締結後、速やかに事業実施にあたり関連する企業、大学・研究機関、実証先自治体等とワーキンググループなどの連携・協力体制※（以下、「WG」という。）を構築すること。なお、体制構築にあたっては、受託者の責任のもとで契約・協定締結等の必要な手続きや、実証参加者のサポート・インシデント対応など、万全な実施体制とすること。

(3) 事業実施

受託者は以下の①～⑩を遵守の上で事業を推進すること

① 事業の監督及び連絡調整

事業全体を監督し、WG・関係者間の連絡・調整を行うこと。

② 事業の推進及び進捗管理

自己の責任により事業実施に必要な手続き（参加者の募集や説明会の開催、機材等の貸与等）や、事業実施期間中の実証サポート（実証参加者の問い合わせへの対応等）を行い、適切に事業の進捗管理を行うこと。

③ コンソーシアムの各種会議体への参加

コンソーシアム内に設置する各種会議体に積極的に参加し、自社サービスの社会実装に向けた検討のみならず、コンソーシアム及びプロジェクト全体の価値向上に対して貢献すること。

（2025年度の活動予定）

会議体名および設置目的	対象者	開催実績
<u>プロジェクト推進分科会</u> ・先行事業、共創事業（新テーマ創出事業）の受託事業者の情報共有 ・コンソーシアムとして創出を目指すサービスの在り方や提供の仕方を検討	・先行事業、共創事業（新テーマ創出事業）の受託事業者	月1回程度
<u>共創促進分科会</u> ・コンソーシアム会員間の交流や共創事業の公募促進	・コンソーシアム会員全般 ・県内市町村職員	年5～6回
<u>ポータルサイト・データ連携基盤分科会</u> ・ポータルサイト/データ連携基盤の運用開始に向けた意見交換 ・サービスとしてのポータルサイト/データ連携基盤の方向性の検討	・先行事業、共創事業（新テーマ創出事業）の受託事業者 ・「社会実装・共創基盤整備事業委託業務」の受託事業者 ・幹事	月1回程度（分科会の他、少人数での議論を定期的実施することを想定）

有識者会議への報告

県が設置する「有識者会議」（プロジェクト全体や各事業に対する評価・助言を実施：年3回（6月下旬、9～10月、2～3月）を予定）に対し必要な報告を行い、有識者からの助言等に対して事務局との協議を踏まえ適切に対応すること。

④ 取組成果の発表

事業の成果を年度末にコンソーシアムが主催するイベント等で発表すること。

⑤ 事務局への進捗報告

事務局に対して毎月の進捗報告を行うとともに、助言・指導に対して適切に対応すること。

⑥ あいちデジタルヘルスプロジェクト基本計画 KPI 測定への協力

県が毎年成果をとりまとめる基本計画 KPI に関し、効果測定及び県への報告等の協力を行うこと。

⑦ ポータル・データ連携基盤への接続検討

開発するサービスについては、県が開発するポータル・データ連携基盤へ 2026 年度から接続することを念頭に開発し、必要な検討や各種調整に協力すること。

※ 年度後半には、各サービスとポータル・データ連携基盤との接続テストを実施する想定もあり、協力を求める可能性がある。なお、接続に係る開発費用は別途県が用意をする想定。

⑧ その他コンソーシアム活動への参加

コンソーシアムが実施する取組に主体的に参画すること

（例）総会・イベントでの取組発表、
展示ブース等での PR 協力 など

⑨ データの取扱い留意

本事業で得られるデータの利活用方法については、以下に留意すること。

ア 本事業の中で取得する個人情報の取り扱い方法についても企画提案書の中に記載し、受託者の責任のもと実施すること。なお、県は、原則、個人情報を取得・保管しない。

イ 本事業の実施にあたり、アプリ等を使用することで収集・蓄積されるデータ（参加者の属性、PHR※をはじめとする健康情報等（以下、「各種データ」という。)) を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令等のほか、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」等の関係するガイドライン等に沿った取り扱いをすること。

※ 健康診断結果をはじめとする、体重、血圧、血糖値等の情報やウェアラブル

ルデバイスやセンサー機器等で取得される食事、運動、睡眠等の情報（いわゆる Personal Health Record）

ウ 本事業で取得する情報については、本事業実施を円滑かつ効率的に実施するために必要な場合、あるいは事業継続のために必要な場合において、県及び事務局受託者の求めに応じて情報の提供等に協力すること。

（４）事業報告書等の作成

① 作成する報告書

本事業を行うにあたり実施手法・結果・要因について詳細に記載した報告書、対外公表を想定した事業実施の結果概要等を作成する。

ア 実証事業概念図

- ・事業の全体像が説明できるもの

イ 事業実施結果概要

- ・ホームページ公開等のために次のウ事業報告書を３ページ程度で要約したもの

ウ 事業報告書

- ・以下の項目についてできる限り詳細に記載すること。（項目の追加は可能）

- ・ **解決すべき課題とその状況**
- ・ **課題を解決することにより期待される効果及び実現する地域像**
（本実証に取り組む社会的意義）
- ・ **実証実施の結果、詳細状況**
（具体的な実施方法、スケジュール、使用したサービス、機器の一覧及び説明、実証結果の数値実績等）
- ・ **課題点**
（次年度以降の実証及びサービスの社会実装・ビジネスモデル確立等）
- ・ **ポータル・データ連携基盤への接続の具体的な内容**
- ・ **経費結果内訳**

② 報告書等の提出形式

ア 実証事業概念図（A 3判用紙 1 枚）

- ・紙資料は事業報告書の先頭に綴じ、事業報告書と合わせて提出すること。

イ 事業実施結果概要（A 4判用紙 3 ページ程度）

- ・紙資料は事業報告書に上記実証事業概念図の次ページに綴じ、事業報告書と合わせて提出すること。

ウ 事業報告書

- ・記載事項を計 20 ページ程度で記載すること。
- ・報告書全体を 1 つのファイルにまとめて提出すること。なお、A 3判用紙 1 枚は A 4判用紙 2 枚として換算する。
- ・Word、PowerPoint 等のデータ形式による電子データでも提出すること。

③ 留意事項

- ア 本事業で作成する報告書は、県内事業者へ広く公表されることに了承すること。公表にあたり、内容について県及び事務局受託者と協議し、必要に応じて修正・追記等の要請に応じること。
- イ 事業効果の計測結果については詳細に資料に記載すること。
- ウ 作成にあたっては、極力専門的な表記を避け、平易な表現に心がけること。

(参考) プロジェクトの3つの事業の2025年度スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンソーシアム 運営			● 定例会	● 総会	● 有識者会議	● 定例会		● 有識者会議	● 勉強会		● 勉強会		● 有識者会議
		幹事会及び各種分科会の開催											
		STATION Ai事務局の運営											
新サー ビスの 創出・ 提供	先行	社会実装先行事業のプロジェクトマネジメント											
	共創	公募 準備	募集 期間	審査 期間	● 採択決定	新サービス創出事業の プロジェクトマネジメント						報告書 作成	
		新たなプロジェクト組成の促進											
社会実装・共創 基盤構築事業	調達期間	ベンダーと愛知県間の調整に対するアドバイザー											
		コンソーシアム内でのポータルサイト・データ連携基盤の検討に対する支援（分科会運営など）											

< 社会実装先行事業の2025年度の主なスケジュール（予定） >

契約締結：4月1日

実証期間：4月～2月頃：

事業報告：3月18日

（ポータル・データ連携基盤接続テスト：12月～2月頃）

※可能な場合／接続に係る開発費用は、別途県が支援予定

< コンソーシアム活動 >

コンソーシアム総会：6月11日

各種分科会活動：未定

有識者会議：6月下旬、9～10月、2～3月

- 6月下旬→2025年度の事業計画の共有、共創促進事業（新テーマ創出事業）の採択案件に関する議論
- 9～10月→進捗状況に関する評価
- 2～3月→事業成果の評価

各種イベント（想定）

イベント名	開催時期	目的	想定参加者
定例会	5月	・ 新任者向けのプロジェクト説明会	コンソーシアム会員 及び関心のある市町村職員
	8月	・ 共創促進事業（新テーマ創出事業）で採択した事業の共有会	
勉強会	10月 及び1月	・ コンソーシアムの主体者（企業、市町村、大学・研究機関）のいずれかにターゲットを当てた勉強会の開催	コンソーシアム会員 及び関心のある市町村職員
成果報告会	3月	・ 先行事業/共創事業（新テーマ創出事業）の成果報告	コンソーシアム会員 及び関心のある団体 （広く参加者を募集）

5 成果物等

（1）成果物・納品方法

- ・ 事業報告書 紙：5部、電子媒体：1部
 - ・ その他、本事業で作成使用した各種文書等 電子媒体：1部
- ※電子媒体の提出についてはファイル交換ツールの利用可

（2）納品期限

2026年3月18日(水)

※報告書のドラフト版の電子データを2月末までに提出すること。

（3）その他（権利の帰属等）

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、県と受託者の協議の上、契約書に定められた関連条項を遵守することを条件に、受託者とすることができる。また、受託者と参加団体（本事業実施に必要な範囲において協力する企業、自治体や研究機関等）との再委託（業務提携や共同契約などによる一部の業務の外部委託を含む）に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体とすることができる。

<参考>

本事業における成果物等とその権利帰属に関して

- ア 本事業の成果報告書及びその他、本事業で作成使用した各種文書等は、権利帰属を県とする。
- イ 本事業を契機に検討・開発したサービス・ソリューション（既存のサービス・ソリューションを、本事業を契機にカスタマイズした場合を含む）は、受託者（参加団体を含む）が主体的に行うことから、権利帰属は受託者（参加団体を含む）とする。
- ウ 本事業を通して得られた各種データは、権利帰属は 受託者（参加団体を含

む) が有する。

※ ただし、県及び事務局受託者の要請に応じて、本事業実施を円滑かつ効率的に実施するために必要な場合、あるいは事業継続のために必要な場合における利用を許諾するものとする。ただし、その際のサービス・ソリューション及び各種データの取り扱いに関しては、その授受の方法を含めて取り扱い方を協議する。

6 その他・留意事項

(1) 事務局受託者、コンソーシアム会員との連携

本事業は「あいちデジタルヘルスプロジェクト」社会実装先行事業として、優先的に社会実装に取り組むべき事業として位置付けており、プロジェクト全体のマネジメントを担う事務局受託者と相互に密接に連携・協力する必要があることから、担当者間の連携・調整を密にすること。

また、他の社会実装先行事業（他テーマ）の採択事業者とも情報共有や連携を図るよう努めること。

(2) 専門人材の配置

本事業は、産学官金連携事業であり多くの機関が関係するとともに、デジタル技術分野の専門的な知見や、高齢者を始めとした実証参加者に係る慎重な対応を要することから、これらの実証経験を有する人材及び、デジタル技術等に関する専門的知見を有する人材を配置すること。

(3) 内容遵守・県との協議

業務内容については、本仕様書及び企画提案書の内容を順守することとし、業務実施にあたっては、県と十分協議すること。

(4) 担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、事業内容全般を常に把握している統括責任者を置き、実証を行う市町村、施設等との役割分担を始めとする業務実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(5) 情報管理

本事業の受託者は、本事業の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

再委託や複数の企業・団体等が主体となる場合においては、再委託先、連携する企業・団体等においても受託者と同様に適切な管理を遵守させること。

(6) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に県と

協議すること。

(7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本事業を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

受託者は業務完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

(9) 新しい地方経済・生活環境創生交付金への対応

本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施するものであることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱、地方創生事業実施のためのガイドライン等の関係規定等を熟知の上、業務遂行・経理事務にあたること。

また、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には、協力すること。

(10) その他

本事業の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合においては、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。

【別紙】

社会実装先行事業の7テーマ

分野	テーマ	取組及び実証内容
フレイルへの進行予防	①ライフログデータを活用した総合的な高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ライフログデータを適切に取得し、AI 技術等を活用しリスクや異常を把握し自身の健康状態を可視化する。 ▶ 自身の同意・選択のもと、データを企業や研究機関等に提供し、報酬を得る仕組みを構築する。等 <p>(実証内容) フレイルリスクを検知するアラート機能や専門家・家族の見守りによる行動変容効果・UX に関する検証</p>
	②PHR を活用した予防運動プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PHR データを活用してフレイル等の高リスク者に対し、通所負担を軽減するため、オンラインによる運動プログラムを構築・提供する。等 <p>(実証内容) オンラインによる運動プログラムの効果やオペレーション方法、安全性等の検証</p>
	③デジタル食事改善プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食によるフレイルの予防・改善に向けたサービスの提供。 ▶ 栄養の見える化と食の行動変容をサポートするサービスを構築・提供。等 <p>(実証内容) デジタルデバイスを活用した食事チェックと食事提案に係る実証・食に関する行動変容の検証</p>
生きがいつくり	④オンラインを活用した高齢者の社会的交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ オンライン上で高齢者が簡単に参加できる体験型コンテンツを提供し、オフラインでの交流へ繋げる。 ▶ 参加者の表情などから得られたデータにより、フレイルや認知症のリスクを検知する。等 <p>(実証内容) 高齢者のオンラインコミュニティ形成に向け自治体と連携し実証するとともに感情・音声・言語情報による感情推定を検証</p>
	⑤一人暮らし高齢者向けの外出・交流支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一人暮らしの高齢者向けの外出・交流支援プログラムを構築・提供する。 ▶ 参加者の生活状況のデータからフレイルリスクの変化を検証し、外出や交流の機会を通じた生きがいつくりとフレイル対策をサポートする。等 <p>(実証内容) 一人暮らし高齢者のフレイルリスクを、AI を活用して検知するとともに、外出支援策の実施による外出促進効果、フレイルリスクの変化を検証</p>

地域居住・生活支援	⑥音声対話ツールを活用した高齢者の ICT アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル機器の操作に不慣れな高齢者でも自然な会話形式でデジタル機器の操作ができるシステムを構築する。 ▶ 当該システムを活用し、高齢者が利用しやすい ICT コンテンツの利用に繋げる。等 <p>(実証内容) 高齢者に特化した音声対話型 UI を活用し、UI 及び提供コンテンツの効果を検証</p>
	⑦対話型ツールを用いた健康・生活機能の持続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 音声対話型 AI により、高齢者の健康・生活機能を持続的にモニタリングする。 ▶ 異常値などからフレイル等のリスクを早期検出し、地域活動や様々なソリューションに繋げる。等 <p>(実証内容) 生活支援に関わる関係者（市役所や地域包括支援センター）と連携し、対話型 AI による持続的なモニタリング・フレイルチェック機能の効果を検証</p>